

令和8年
4月1日
施行

道路交通法 一部改正のポイント

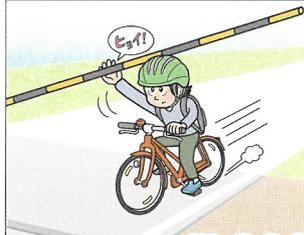
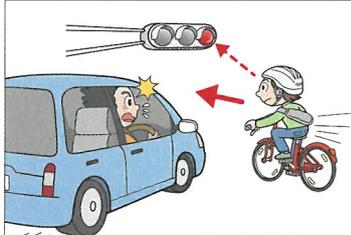
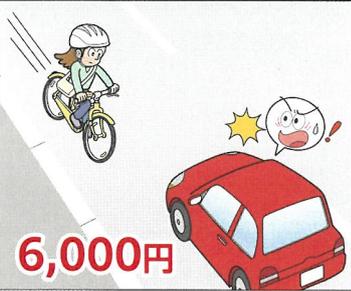
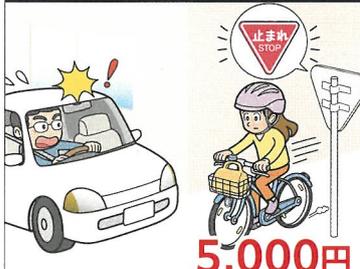
- 自転車をはじめとする軽車両に青切符が導入
- 自動車等が自転車等の側方を通過する際の新たな規定
- 普通仮免許等の年齢要件が引き下げに

自転車等に対する交通反則通告制度（「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）が適用に（法第125条及び別表第2関係）
 ※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書（青切符）が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

取り締まりの対象年齢は **16歳** 以上!

<p>携帯電話の使用等（保持）</p>  <p>12,000円</p>	<p>遮断踏切立ち入り</p>  <p>7,000円</p>	<p>信号無視（赤色等）</p>  <p>6,000円</p>	<p>車道の右側通行</p>  <p>6,000円</p>
<p>一時不停止</p>  <p>5,000円</p>	<p>無灯火</p>  <p>5,000円</p>	<p>ブレーキ不備等</p>  <p>5,000円</p> <p>※ブレーキがない、ブレーキのききが悪い自転車での走行</p>	<p>イヤホンの使用</p>  <p>5,000円</p> <p>※必要な音が聞こえないなどの場合</p>
<p>並進</p>  <p>3,000円</p>	<p>二人乗り</p>  <p>3,000円</p>	<p>走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。</p> <p>警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。</p> <p>警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。</p>	

自転車を含む軽車両の反則行為と反則金額を確認しましょう。

反則金一覧



自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認しましょう。



取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所で重点的に実施されます。

※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行くと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています（14歳以上が対象）。



※この資料で「法」とは、道路交通法、「規」は道路交通法施行規則をいいます。

羽 曳 野 市 藤 井 寺 市
大 阪 府 羽 曳 野 警 察 署
羽 曳 野 ・ 藤 井 寺 交 通 安 全 協 会

車が自転車等を追い抜く際に、 自転車等の安全を確保するための規定が創設

(法第18条関係)

同一方向に進行する自動車等と自転車との事故のうち、自転車の右側面が接触する事故の割合が増加傾向にあることから、車道での側方接触を防止するための新たなルールが定められました。

車道で自動車等が自転車等の右側を通過する場合(側方通過時)に、
両者の間に十分な間隔がないときは

自動車等は ※ここでいう「自動車等」とは、自動車や原付バイク(特定小型原動機付自転車を除く)のことです。

自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

歩行者等側方通過義務違反 **罰則 3カ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金**
※交通の危険を生じさせるおそれがある場合 **3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**

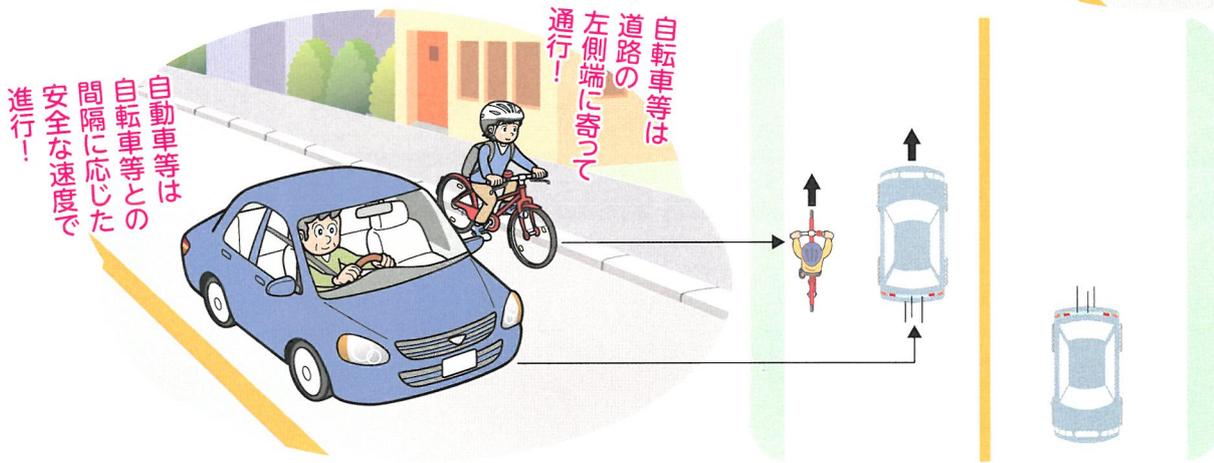
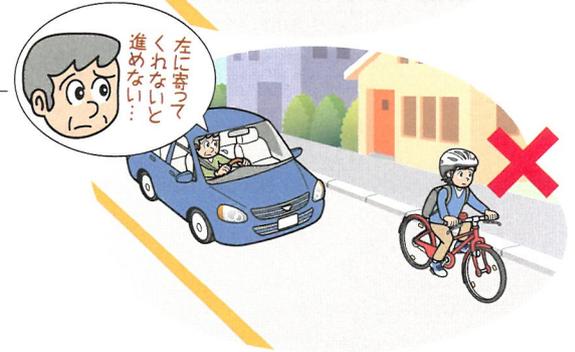
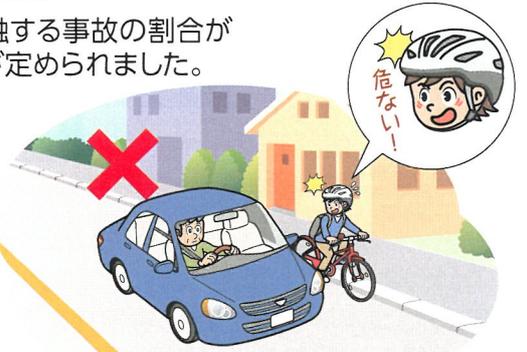
違反点 2点 **反則金** 大型車 9,000円 普通車 7,000円
二輪車 6,000円 原付等 5,000円

自転車等は ※ここでいう「自転車等」とは、自転車や特定小型原動機付自転車などのことです。

できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

被側方通過車義務違反 **罰則 5万円以下の罰金**

反則金 原付等 5,000円



普通・準中型仮免許の年齢要件が、 18歳から「17歳6カ月」に引き下げに

(法第88条及び第96条関係)

普通・準中型自動車仮免許の取得と、普通・準中型自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢が引き下げられることにより、早生まれの高校生等も、進学や就職前に普通免許等を取得しやすくなります。

※普通免許等の交付の年齢要件は引き続き18歳です。

(道交法改正に伴う施行規則の改正)

※運転免許試験成績証明書の交付対象が、「免許試験に合格し、免許を受けていない者」に拡大されます。(規第28条関係)

【改正前】

仮免許も
本免許も
18歳で
受験と交付。



【改正後】

普通自動車と準中型自動車の
仮免許は
17歳6カ月で交付可能。
※本免許は18歳で
交付されます。



仮免許を早期に取得できることで、
免許取得までの期間を有効に使えるため、
早生まれに限らず高校在学中等にゆとりを
もって準備が可能に!